

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和4年5月27日（金）
13時30分開会 14時09分閉会
- 2 場 所 議 場
- 3 出席議員 深沼達生、川上 均、山下清美、中河つる子、鈴木孝寿、佐藤幸一、
西山輝和、口田邦男、中島里司、奥秋康子、加来良明、高橋政悦
議長： 桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員
(1) 町長からの申し出事項について
副町長：山本司、総務課長：神谷昌彦
- 6 議 件
(1) 町長からの申し出事項について
・第5回定例会について
(2) 議会運営委員会からの報告事項について
・6月定例会議案の審議方法について
・審議日程の見通しについて
・北海道町村議会議長会議員研修会について
・模擬議会について
・議会モニター会議について
(3) その他
・クールビズの取組みについて
・今後のスケジュール（6月定例会等）
- 7 会 議 録 別紙のとおり

桜井議長：全員協議会を始める前に大変本日はご苦勞様。お手元に配布のとおり6月定例会に向けての、午前中に議会運営委員会を開いたわけであるが、執行側に来ていただいて定例会に向けての説明を受け、その後、議会運営委員会で話されたことを皆さんとともに協議をしたいと思うのでよろしく願います。

(1) 町長からの申し出事項について
・第5回定例会について

桜井議長：まず、議件に入る前に副町長の方からご挨拶をお願いします。

副町長：本日は、お忙しい中、お集まりをいただき感謝する。町長が、消防団の演習のため欠席をさせていただいているのでご了解をお願いします。

桜井議長：それでは、町長からの申し出事項について第5回定例会について執行側から説明をいただく。その後、質疑があればお受けしたいと思う。説明願う。

副町長：座って説明させていただく。本日6月定例会の予定議案について皆様に議案を配布させていただいている。議案をご覧いただきながら説明をしていきたいと思うのでよろしく願います。議案第45号から定例会の予定議案である。議案第45号、清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例、その次の議案第46号、常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、続いて議案第47号、清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、この3件だが、令和3年度人事院勧告に基づく国家公務員の期末手当を減額する給与法の改正に準じて、本来なら昨年12月の期末手当で行われる予定であった期末手当0.15か月同等分の引き下げを、今年6月の令和4年6月の期末手当で減額調整するための改正である。議案第45号については、議会議員分の期末手当、議案第46号については常勤特別職分、議案第47号については一般職分の期末手当の減額の条例改正となる。続いて議案第48号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例である。これについても会計年度任用職員の給与であるが、一般職の給与条例を準用する条例となっているが、2号職員については期限付きの任用であることから、期末手当の減額調整を行わない、引き下げを行わないとする内容の改正である。続いて議案第49号、町税条例等の一部を改正する条例である。これについては令和4年度税制改正による地方税法等の一部が改正されたことに伴う条例の改正である。主な内容としては、納税証明書の交付手数料、また町民税の申告及び固定資産台帳の閲覧手数料等に関する部分の改正で、施行については早いものでも令和5年1月1日以降の改正となる部分である。続いて議案第50号、清水町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、租税特別措置法等の一部改正により、この条例中の引用条項にずれが生じていることから改正を行うものである。続いて議案第51号、清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する保険税の減免期間を令和4年度の納期分へも延長するための改正である。続いて議案第52号、清水町介護保険条例の一部を改正する条例についても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の介護保険料の減免措置期間を、令和4年度の納期分へも延長するため改正を行うものである。以上が条例の一部改正である。続いて補正予算の説明である。補正予算については議案第53号から第58号まで一般会計他5会計の補正の内容である。一般会計について主なものを説明する。特別会計についても同様だが主なものとしては4月の人事異動に伴う職員人件費の補正と、条例改正に伴う期末手当の減額補正が主なもので、各費目に計上されている。歳入から説明する。15款2項2目2節、児童福祉総務費補助金4,621千円

の追加は、子育て世帯生活者支援特別給付金として物価高騰等に対する低所得者の子育て支援のための給付金、及び事務費に対する国庫補助金である。6節の住民税非課税世帯等臨時特別給付金費補助金11,555千円の追加は、住民税非課税世帯等に対する物価高騰等支援費としての給付金、及び事務費に対する国庫補助金である。3目1節保健予防費補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の確定見込みにより17千円の減額である。3項1目3節参議院議員選挙費委託金52千円の追加は、選挙経費の追加配分による補正である。16款2項4目3節2番多面的機能支払事業補助金229千円の追加は、交付単価の変更による補正である。18款寄付金190千円の追加は、特定目的寄付2件による補正である。21款諸収入、雇用保険料被保険者負担金110千円の追加分は、保険料率の確定に伴うものである。歳出の補正内容である。人件費の補正については省略をさせていただく。2款4項2目12節50番参議院議員選挙費のポスター掲示場設置委託料52千円の追加は、掲示板のポスターを貼る区画数を増やすことによる補正である。3款1項2目社会福祉施設費、10節50番施設修繕料福祉館分については、上清水福祉館の浄水器取替修繕の経費が必要になったことから286千円の追加である。3目老人福祉費24節積立金90千円は、特定寄付による収入を積み立てる補正である。27節繰出金578千円の追加は、介護保険特別会計の補正に伴うものである。主な補正内容としては人件費の補正である。12目住民税非課税世帯等臨時特別給付金費は、総額で11,555千円の追加である。令和4年度の住民税課税状況等により新たに非課税世帯となった世帯、及び町民税の非課税世帯相当となった世帯に対して、物価高騰支援対策として、1世帯に100千円を給付するものである。最大100世帯分を予算計上している。3款2項1目10節需用費100千円の追加、11節役務費21千円の追加、18節負担金、補助及び交付金4,500千円の追加は、子育て世帯の生活者支援特別給付金及び事務費の補正である。低所得の子育て世帯に対する物価高騰対策支援として、給付金児童一人当たり50千円を給付するもので、90人分の予算を計上している。19節扶助費435千円の追加は、乳児保育金の追加申請による補正である。2目17節備品購入費100千円の追加は、特定寄付金を財源に、御影こども園での備品として運動遊具を整備するものである。27節繰出金2,780千円の減額は、国民健康保険と後期高齢者医療保険特別会計の補正に伴うものである。6款1項3目農業振興費306千円の追加は、多面的機能支払事業の実施主体が、単独の活動組織から広域協定の活動組織へ加入することとなったことによる単価アップ分の追加になる。7目農業用水管理費732千円の追加は、十勝川左岸地区農業用水施設の修繕費が増加見込みのため補正を行うものである。7款1項1目商工振興費18節35番清水町商工業活性化店舗開店等支援事業補助金420千円の追加は、空き店舗活用に係る家賃助成件数の追加に伴う補正である。46番清水町起業等スタートアップ支援事業補助金1,600千円の追加は、既存店舗の建て替え件数の増に伴う補正である。9款1項2目消防団費332千円の追加は、御影消防団員の昇格により大型自動車免許取得者の委託費用1名分が必要となったことによる補正である。13款2項1目基金費11,039千円は、今回の補正予算に伴う調整額として、財政調整基金へ積み立てるものである。以上が一般会計補正予算の主な内容である。他の特別会計については人件費が主なものであるので説明の省略をさせていただく。続いて議案第59号、60号、61号の説明をする。この3件についてはいずれも工事請負契約の締結について、入札予定価格が50,000千円の議決要件を超えることから提案を行うものである。続いて議案第62号物品の取得についてである。これについては入札予定価格が10,000千円の議決要件を超えることから提案をするものである。続いて議案第63号美蔓辺地に係る総合整備計画の策定について、北海道と計画策定の事前協議を行っていたが協議が整ったので、計画の策定について提案するものである。辺地対策事業債を活用して、美蔓地区の畑地かんがいの整備を推進するため策定を行うものである。続いて議案第64号、65号、66号である。3件については、いずれも組合規約の変更である。64号が北海道市町村事務組合、65号が北海道町村議会議員公務災害補償等組合、66号が北海道市町村退職手当組合

であるが、それぞれ構成団体に、新たに上川中部福祉事務組合が加入となることから関係規約の変更を提案するものである。以上が予定議案の説明となる。この他に行政報告1件を予定している。本日は皆様のお手元にはないが、例年行っている農産物の生育状況等について6月1日現在の生育状況を報告させていただく。開会日初日に配布をさせていただく。以上、6月定例会の主な議案の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願います。

桜井議長：ただいま6月8日開催の第5回定例会の予定議案について、副町長から説明をいただいた。特に説明に対して質疑があればお受けしたいと思うがどうか。

(なしという声あり)

桜井議長：それでは、なしということで町長からの申し出事項についてはこれで終わらせていただく。説明員には退席いただく。

【休憩： 13:51】

【再開： 13:52】

(2) 議会運営委員会からの報告事項について

桜井議長：それでは、全員協議会を続ける。

次に、議会運営委員会からの報告事項について、委員長の方から順次6月定例議会の審議方法について、審議日程の見通しについて、北海道町村議会議長会議員研修会について、模擬議会について、議会モニター会議について順次説明いただく。

中島議員：午前中、議会運営委員会を開催し、今議件にあげられたことについて審議したので、その結果を踏まえ皆さんに報告し、ご理解を賜りたいと思う。まず、1点目の6月定例会議案の審議方法についてであるが、条例の一部改正、補正予算、一般議案は今までと同様に本会議審議とすることとした。2番目の審議日程の見通しだが、第5回議会定例会は6月8日から21日の14日間としたいと思う。まず、6月8日は委員長報告をし、行政報告、条例の一部改正4件、一般会計以下6会計補正予算、その他議案工事請負契約の締結3件、物品の取得1件、請願3件、所管事務調査について総務産業常任委員会から報告がある。6月16日、17日は一般質問の予定をしたところ。次に6月21日最終日だが、条例の一部改正4件、その他議案、美蔓辺地計画の策定、組合規約の変更3件、請願付託された場合の意見書、所管事務調査の申し出、一般質問については6月1日午前中という通告を予定されており、午後2時から最終的な日程調整をし、最終決定していきたいと考えている。次に北海道町村議会議長会議員研修会についてだが、今年度実施されることになったが、日程については7月6日水曜日、今までは午後からであったが、コロナの関係で全道を2分割して前半後半ということで予定されているようである。場所は札幌コンベンションセンターである。従来の研修は13時から16時30分であったが、本年度はコロナ対策として時間を短縮して開催するということになった。十勝は15時から16時30分の時間帯である。従来の移動スケジュールの場合、1時間程空き時間があり対応を協議した。出発時間を遅らせて研修のみ参加することとして日程調整し、集合、出発時間等については後日お知らせをしたいと思う。次に模擬議会について、今年度も清水高校から模擬議会の開催についてご協力いただけるということで報告があった。現時点での日程としては、6月28日に清水高校での勉強会、9月13日に一般質問見学、これは生徒さんが本会議場に来て、議員の一般質問を見学する予定である。10月4日に模擬議会リハーサル、これは昨年は全議員対応であった。10月18日に模擬議会、昨年は全議員出席、執行側の答弁をいただきながらご協力いただいた。現時点では最終的なものとして、議長、私で、町長、副町長に正式にお会いできていないので、改めて皆さんにご了解いただいた後、執行側の方に協力要請に伺いたいと考えている。次に議会モニター会議について、令和4年度の議会モニター会議の開催については、

昨年10月、議会モニター会議を開催し、次の開催について議運で協議したが、開催の仕方、開催時期について引き続き検討することとしている。以上、今日午前中協議した議運の報告とさせていただきます。

桜井議長：今の件について事務局の方から説明をお願いします。

田本局長：議会の審議の見通しについて、先ほど条例の一部改正について初日と最終日に4件ずつと説明している。初日については先ほど執行側からも説明があったが、人事院勧告に伴う期末手当に関する部分の案件ということで、議案第45号から第48号まで4件を初日に審査をする。そして、補正予算については先ほどのとおり一般会計以下6会計ということで、議案第53号から58号までとなる。そして、工事請負3件、物品取得1件については議案書に記載のとおりである。6月21日最終日の議案の審議については、条例の一部改正については残る案件として議案第49号から52号までの4件となる。そして議案第63号の辺地計画の策定、そして組合規約の変更については、議案第64号から66号までの3件である。その他請願の3件が意見書として諮られることになれば、最終日に意見書の採択を提案することになる。また、所管事務調査の申し出についても各委員会で確認の後、最終日に審査をすることとなる。それからお手元にお配りしている資料で、道議長会町村議会議員研修会の対応ということで、ここでは平成30年の実施行程と4年度をどうしようかという行程の中で、研修会までの空白の2時間をどうするかということで、行程については御影支所8時45分発、帰ってきて到着が19時15分というものを両方表示しているが、先ほど説明したとおり、この部分については日程を詰めて、研修会に参加をしてあとは移動の往復ということである。出発を遅らせる関係については、お昼時間ちょっと前くらいに出発をすれば食事なしで行き帰りとなるので、その辺は食事を挟むことにするかどうかについて、また若干整理をして出発の時間等を案内していきたいと思っている。あとは資料の概要をご覧いただいて会議については議運で整理できたものについて皆様にお諮りをすることになるかと思う。

桜井議長：それでは一つずつ皆様のご意見を伺ってまいりたいと思う。6月定例会の審議日程の見通しと定例会議案の審議方法について、何かご質問あれば受けたいと思う。

(なしという声あり)

桜井議長：なしとする。次に北海道町村議会議長会議員研修会の日程について、局長から説明あったとおりに進めることに意見あるか。

(なしという声あり)

桜井議長：なければこのように進めていただく。次に模擬議会についてである。委員長の報告に対して何か質問あるか。

(なしという声あり)

桜井議長：なしとする。次に議会モニター会議について何か意見あるか。

(なしという声あり)

桜井議長：なしとする。それではこれで議会運営委員会からの報告事項についての審議を終わる。次にその他、これについて局長の方から説明願う。

田本局長：その他について2件事務局から説明する。まずクールビズの取り組みであるが、こちらについては令和元年の時にクールビズの取り扱いについて協議を行って、その際の通知で以後同様とする旨ということで取り組みについて周知させていただいている。取り組みの主旨としては地球温暖化対策に取り組むとともに夏季における議会活動を少しでも快適に行うため、暑さをしのぎやすい服装クールビズを励行するものとする。実施の期間については6月から9月まで、対象としては本会議、委員会、議員研修、視察研修など、実施の内容について実施期間中は各自の判断でネクタイを外すこととするが、会議等の開会及び閉会時は議員記章を付けた上着を着用することとする。具体的には議員各自が適切に判断することとするが、社会常識を著しく逸脱するような服装は避けるものとする。ということでご案内している。今年度も引き続きこの期間での取り扱いについてよろしくお

願います。もう1点、今後のスケジュール、6月定例会等を事務局より説明する。本日19時より議会報告会の御影会場の開催予定となっている。御影公民館18時集合、本町から御影に移動する部分については役場の出発予定を17時45分で公用車の準備をしている。いずれの時刻も厳守いただいて対応いただきたい。それから、6月1日9時より一般質問通告の受付を予定している。毎回お願いしているとおり一般質問の本文の他、新聞チラシ用の質問要旨についても同時に提出をいただくこととしている。質問1項目についてチラシ用の質問要旨については40字から50字ということで要約をお願いしている。通告の受付の際、内容等の精査について事務局に相談いただく場合もあるが、今年度担当職員も変わり対応に戸惑うところもあるかもしれないので、要約等については皆様の方で整理いただいたものを提出いただくようにご協力をお願いします。なお、この全員協議会の終了後、厚生文教常任委員会を第1委員会室で開催したいと思う。事前の告知なく申し訳ないが前回の委員会の確認に基づきこのように取り扱わせていただきたいと思います。

桜井議長：事務局から6月から9月までのクールビズの取り組みについて説明があった。それと今後のスケジュール、本日の議会報告会、御影の時間帯確認と一般質問の通告に対する対応等について説明があった。特に何か質問あれば受けるがあるか。

(なしという声あり)

桜井議長：なしとする。なければこのような日程、クールビズの体制で議会運営を行ってまいりたいと思う。以上で予定された議件がすべて終わりだが、皆さんから何かあれば受けるがないか。

(なしという声あり)

桜井議長：ないようなので、これで全員協議会を終了する。

【閉会 14：09】